

明治前期における蚕糸業の生産構造と流通機構

——埼玉県榛沢郡新会村旧三村を中心に——

高 梨 健 司

はじめに

近世以来の蚕種生産地帯の経済構造に関する研究は、多くの蓄積がみとめられるが¹⁾、この蚕種生産地帯は所謂蚕種の「本場」といわれた福島、長野、群馬などに限られ、幕末開港後に急激に発展する新興蚕種生産地帯についての研究は、極めて少ないといえよう。

本稿では、幕末開港後に新興蚕種生産地帯を形成し、明治6年に長野県に次いで全国第2位の地位につく埼玉県、中でも児玉郡と共に二大主産地を構成する榛沢郡下新会村旧3村の中で、とくに新戒村を例に新興蚕種生産地帯の生産構造と流通機構の特質を、主に蚕種「本場」福島県伊達郡伏黒村の蚕種業と比較しつつ、明らかにしたい。新戒村は、当該新興蚕種生産地帯の中にあつて、明治初年に1万枚を超える蚕種製造を行う県内屈指の蚕種生産地である。また高島村の正田家の事例をとり上げることで、具体性を高めるつもりである。さらに、蚕種輸出会社「有志会社」の結成と同横浜出張所の設置により、直接外商に蚕種を売却する試み（一横浜売込商体制への対抗）を追究する。当該地は、蚕種輸出の途絶後、蚕種「本場」とは異なり国内市場を基盤として全村規模で蚕種製造を継続することなく、蚕種主産地の解体が進むことになる。この原因を単に国内蚕種市場が有利でなくなったとする指摘²⁾に終止することなく、蚕種業の生産構造と流通機構の特質の究明からこの原因の一端が明らかになるはずである。

次いで、本稿では蚕種業凋落に伴って、村落経済の主軸として展開する蚕糸業（特に養蚕・製糸業）の生産構造と流通機構の特質を明らかにする。この特質の究明によって、新興蚕種生産地帯における主産地形成は、その後の養蚕業・製糸業の生産構造と流通上さまざまな特徴づけることになる事が判明する。この点は蚕種製造業者の主体的取組み（一生産者農民の歴史形成）、とりわけ流通ルートの変革に求められる。第1に、産繭に関して。繭市場をめぐる旧特権的町方糸繭商・県外有力商人ルートと新興在方糸繭商ルートとの対抗と繭糸売買会社の設立—蚕種製造業者の指導—による糸繭流通ルートの再編に端的にみられる。この点は、官庁資料と共に正田家文書³⁾を使って実証を試みる。従来器械製糸業確立以前の繭流通経路は、必ずしも十分な究明はなされていない。第2に、生糸に関して。農家副業生産の域を越えた旧蚕種製造業者による揚返所を設けた賃挽製糸業（一改良座繰製糸経営）の展開と横浜商人を排除（＝横浜売込商体制の拒絶）した直輸出ルートの開設である。

蚕種業とその後の農村経済の主柱となる蚕糸業（とりわけ養蚕・製糸業）の生産構造と流通機構を継続的、統一的に把握することによって、後年当地方の原料繭に吸引されて進出する長野県製糸家就中諏訪郡製糸家を中心に器械製糸業が展開（・包摂）する前段階として、原料繭供給地化してゆく具体的様相が明らかとなる。

1. 明治初年における農業生産の概況

本稿で分析の対象とする新戒村、高島村、成塚村3ヶ村は、明治23年の町村制施行に伴い合併して新たに新会村（現・深谷市）を構成する。当地は、埼玉県北部—利根川中流部の沖積地—に位置する。周辺町村としては、北は中瀬村、群馬県島村、西は上・下手計村、血洗島村、東及び南は利根川とその支流小山川を隔てて、尾島町（群馬県域の例幣使街道の宿場・市場町）、

明戸村、沼尻村、新井村、上敷免村、高畑村などがある。各種商品の集散地として、仲仙道沿いの深谷町、本庄町、熊谷町は近世以来六斎市が立ち、米穀、繭、生糸、絹織物等の取引が盛んであった⁴⁾。上利根川筋の河川交通の要衝として、鉄道の開通まで栄えた中瀬河岸をかかえる中瀬村は、文政6年に深谷宿との間で新市場をめぐる争いを起こしている⁵⁾。

新戒村、高島村、成塚村各村共水田はなく、耕地はすべて畑で、畑面積が村全体の9割前後を占めていた⁶⁾。利根川沿いの高島村は畑のうち、下畑が中心で全体の66%を占める。『武蔵国郡村誌』によって、明治初年の新戒村、高島村、成塚村3ヶ村の農業生産についてみれば、麦・雑穀類、蔬菜、藍葉、桑、繭、蚕種、生糸、絹織物、藍玉などを産出している。穀物生産については、その中心となる大麦、大豆をも「移入」に頼るほどに、村内自給は不可能であった。そこで、自給用の穀物類のほかに、再生産に必須的補完作物＝換金作物として桑藍等の作物が栽培されていた。麦・雑穀類などの自給用農産額は、加工原料作物、農産物加工品を遥かに下回る。村落経済上で重要な加工原料作物、農産物加工品については、新戒村は、藍葉・藍玉が全産額の5割を占め、藍葉が農民経営の中心にあるといえるが、蚕糸業品目（桑・蚕種・繭・生糸・絹織物）も3割弱を占める。中でも蚕種（10,836枚）が16.3%を占め、繭（350石）7.7%の2倍になる。高島村は、蚕糸業品目が全産額の9割弱に達し、この内とくに桑（8,800駄）が44.7%、蚕種（16,000枚）36.1%を合わせると80.8%を占めた。繭（200.31石）は全体の6.6%にとどまる。高島村の農業経営の中心は蚕糸業にあるといえる。成塚村は、蚕糸業品目が全産額の53.7%を占め、このうち桑（5,600駄）が28.1%、蚕種（8,000枚）18.0%合わせて全体の46.1%にのぼる。蚕糸業は、藍葉（35.0%）と共に成塚村農業経営の主軸であった。蚕糸業品目のうち、桑・蚕種のほかは、3ヶ村合わせて繭（755.86石）が全産額中の10%弱、生糸（19貫余）・絹織物（217疋）に至っては何れも1%に満たなかった。明治初年においては、新戒村、高島村、成塚村各村の蚕糸業の基幹部分は蚕種業にあるといえよう。

桑葉売買は、蚕種製造からの派生と考えられる。桑葉の販売に関しては、主に富農の余剰桑葉を供給源としていた。例えば、高島村の蚕種製造家・正田善蔵家では、明治9年に桑葉を村内の中・下層農民に売り渡し、また下層農民2名に桑葉買入金を融通したりしており、買桑による養蚕業（＝蚕種業）経営の広汎な展開を窺わせるのである⁷⁾。後述するように、利根川流域はわが国有数の蚕種生産地帯を形成し、埼玉県は明治6年に蚕種製造高、蚕種製造者数において、長野県に次ぐ全国第2位の地位にあった。とりわけ、蚕種1万枚前後を製造する新戒村、高島村、成塚村3ヶ村は、蚕種主産地の一角に属していたのである。

2. 蚕種業の生産構造と流通機構

(1) 蚕種業の生産構造

幕末開港当時において、蚕種の本場として知られた地方は、信州上田、奥州保原・梁川、出羽の米沢・秋田、上州島村等であったが、蚕種輸出の好況に連れて、全国各地に養蚕・蚕種製造に従事するものも簇生し、一部に蚕種専門化の確立をみるに至る⁸⁾。

当該地域は、開港以前には桑を畦畔や屋敷巡りに栽植して、僅かに養蚕業を営むにすぎなかったが⁹⁾、当地域を含む利根川沿いの地方は、開港後近接する島村（群馬県域の蚕種本場の1つ）の影響を受けて蚕種製造に養蚕業の重点を置くようになった¹⁰⁾。この間の事情を当時、利根川兩岸の武州・上州地方の蚕種生産状況を視察したイタリア人のノインドル・テロイは『養蚕地方旅行日記』（明治7年7月）の中で、「この地方の養蚕家（蚕種家）は、蚕種をイタリアに輸出して、収益をあげている。その結果、熊谷県の養蚕家は1872年の1,248人が1873年には、2,129人になり、さらに、1874年には3,503人にふえている」と記している¹¹⁾。

開港後の蚕種輸出の盛況に伴い、利根川中流域の地方は、蚕種生産の中心地に成長する。埼玉県の主要な蚕種生産町村では、数千枚にのぼる多量の蚕種が横浜港へ積み出され、フランスやイタリアなどのヨーロッパ諸国へ輸出された¹²⁾。中でも、児玉、高島、上仁手、新戒、中瀬、横瀬の県内各町村は、1万枚を超える多量の蚕種を生産した。高島村の16,000枚、新戒村の10,836枚、成塚村の8,000枚の蚕種生産量は、埼玉県内における最大の生産規模の村に属すといえよう。

入間県（荒川以西にあって埼玉県の略3分の2の領域に広がる地域）は、明治6（1873）年に蚕種製造人及び蚕種輸出・製造高何れも長野県に次いで、群馬・福島両県を上回る全国第2位の地位にあり¹³⁾、利根川流域は、阿武隈川、千曲川流域と並んでわが国有数の蚕種生産地帯を形成していた¹⁴⁾。

明治8（1875）年に、蚕種製造組合利根川組所属の新戒村上新戒¹⁵⁾（利根川組第4号）の蚕種製造者は51名（上新戒の戸数—新戒村戸数238戸の凡そ5割¹⁶⁾）とすると127戸—に占める蚕種生産者の割合は40%）で、3,135枚の蚕種製造を行っている¹⁷⁾。この内訳は、海外輸出向1,456枚、国内向1,481枚、自家用198枚である。海外向と国内向の割合は、略50%ずつで大差ない。蚕種製造高は約500枚を最高に、最小1枚（ただし、自家用のみを除くと5枚）、1人平均蚕種製造高61枚（同上、82枚）。蚕種生産規模の差が大きい。

上位の蚕種製造者は、石川熊治郎の497枚（輸出向、国内向及び自家用分の合計、以下同）を最高に、木村利平の427枚がこれに次ぐ。この両名で924枚、全生産高の29%を占める。新戒村（上新戒）では、個別蚕種生産者として突出した生産高である。以下、丸岡伝治郎211枚、釧持藤九郎166枚、荻野清吉159枚、島崎文六143枚、持田代十郎140枚、釧持兵内105枚、この6名で924枚、全生産高の29%を占める。以上、蚕種生産者総数の16%を占めるにすぎない上記8名で合計1,848枚、全生産高の59%を占め、指導的立場の上位生産者グループを形成していた。

この100枚以上の蚕種生産者は、地租納入不明者2名を除く6名の内、3

名が地租20円以上の上位の農民で、他の2名が同7円未満の下層農民、残り1名が同10円以上20円未満の中位の農民である¹⁸⁾。この上位農民の中には、新戒村(上新戒)の蚕種生産者の中で最大の土地所有者(釵持藤九郎)がいる。この上位グループは、上層農民の占める割合が高い。

蚕種50~100枚未満の中位の生産者は、14名で全生産者の27% (全生産高の30%) を占める。この中位生産者は、地租納入不明者2名を除く12名の内、8名が地租7円以上20円未満の中位農民で、残り4名が同7円未満の下層農民である。この中位の生産者グループは、3分の2が中位農民である。

蚕種10枚~50枚未満の下位生産者は、12名で全生産者の24%、全生産高の9%を占める。この下位生産者は、地租納入不明者5名を除く7名の内、5名が地租7円未満の下層農民で、残りの2名が同7円以上20円未満の中位農民である。下位の蚕種生産者グループの多数が下層農民である。

蚕種10枚未満の零細生産者は、17名で全生産者の33%、全生産高の1.7%を占める。この零細生産者の内、4名は輸出向及び国内向蚕種製造を行うが、他の13名は自用のみの製造である。前者は下層農民3名、中位農民1名で、後者は地租納入不明者7名を除く6名の内、1名が地租20円を超える上位農民、また3名が同10円を超える中位農民で、残り2名が同7円未満の下層農民である。上・中位農民の一部に販売用蚕種製造を中断し、投機性の強い蚕種生産からの後退を始めているとみることができる。

改めて、土地所有と蚕種生産との相関関係をみると、地租納入不明者を除き、上層農民(地租20円以上)4名の内、その75%にあたる3人が蚕種生産高100枚以上である。中位の農民(地租7円以上20円未満)15名の内、過半の8人が蚕種生産高50~100枚の中位生産者である。下層農民(地租7円未満)16名の内、半数にあたる8人が蚕種生産高15枚以下であり、12人は平均以下の蚕種製造規模である。また、地租1円未満の零細農民は蚕種製造を行っていない。土地所有規模と蚕種生産規模は、比例的であるといえよう。

国内向けの蚕種の販売先については、若干ながら明らかにすることができ

る。新戒村上新戒の蚕種生産者・島田鉄五郎、赤石島吉、丸岡伝治郎、鶴谷新五郎の4名は、深谷宿(石川保三郎)、血洗島村(渋沢能五郎)、上手計村(飯島金次郎・伊藤勝三郎)、下仁手村(橋本子之吉)の近隣市場—蚕種製造を行う諸村でもある—へ販売している。蚕種購入者5名の購入量は20~55枚であり、この数量からして、終極の蚕種購買者=養蚕家への販売ではなく、仲買商人(若しくは小売商人)への販売であろう。

個別の販売状況については、高島村の正田善蔵家の蚕種販売について知ることができる。明治5、6年に、蚕種132枚、279枚を近隣の上手計村・山口源衛と、中瀬村^(河)・川田文次^(中)—村方の小沢雄次(下層農)を世話人として—に売り渡している¹⁹⁾。山口源衛は、入間県蚕種製造組合・利根川東組第14番世話役を務める有力蚕種業者である。河田文治は当地方の代表的な蚕種商(同時に大規模蚕種製造業者でもある)で、明治15年7月には同氏外9名と共に、従来「専ら海外輸出」向に「蚕種製造ニ従事」してきたが、「戮力同心尚一層精良品ヲ製出セン事ヲ冀望シ²⁰⁾」て、蚕種製造組合を設立する。正田家は明治8年には、蚕種8枚を村内の久保田荒次郎(下層農)へ、80枚(国内用)を近村の滝瀬村(現・本庄市)・戸塚登喜四郎^(中)へ、99枚を村内の持田勇次郎(中層農)を世話人として輸出商へ²¹⁾、それぞれ販売している。戸塚登喜四郎は大蚕種商・大養蚕家であり、明治21年3月に設立の養蚕改良結社・拓業会社—新戒村民及び成塚村民も参加する—の発起人の一人でもある。正田家は明治9年には、輸出蚕種215枚を新戒村の荻野清吉を立会人として、上州太田駅(現・太田市)の武川六太郎と県内(那珂郡)秋山村(現・児玉町)の福田友胤—乗合カ—へ販売している²²⁾。正田家(=上層の蚕種生産者)では、輸出蚕種は、時に村内の世話人を仲介にして輸出=仲買商人に販売し、国内販売は小売商、仲買商を対象に近隣市場に販売している。

蚕種特産地・福島県伊達郡伏黒村と新戒村(上新戒)の蚕種の生産と販売に関する特徴を比較してみよう²³⁾。第1に、伏黒村では、明治初年において蚕種の海外輸出高は全生産高の70%前後を占め、主として海外輸出に依存し

ながらも、国内向蚕種製造は輸出蚕種の増大と並行して拡大しつつあった。輸出向と国内向の蚕種製造が相半ばする新戒村（上新戒）とは対照的である—明治6年の「元入間県管内蚕卵種製作表」によれば、新戒村外3ヶ村では海外輸出高は内外製種高の53%、高島村外2ヶ村では同じく58%、中瀬村同55%—。第2に、伏黒村では1人当たりの平均蚕種生産高が225枚で、1千枚を超える蚕種生産者が2名存在する。新戒村の最高の生産高はこの3分の1、また1人当たり蚕種生産高も4分の1程にとどまり、蚕種生産規模は相対的に小さい。第3に、伏黒村では蚕種生産者のうち、中位生産者が最も多く、生産者総数の約半分を占め、零細（下位）生産者は約10%と極めて少ない。新戒村は中位生産者が相対的に少なく、下位・零細生産者が約半数を占める。ただし、自家用蚕種生産者を除いた蚕種販売を実際に行う者のみで見れば中・下位生産者中心といえる。第4に、伏黒村の国内蚕種販売は、広汎な遠隔地市場＝養蚕農民を確固たる基盤としているのに対し、新戒村地域では、蚕種製造農民は生産者的側面が強く、その販売先は近隣市場＝蚕種商人に主に立脚していることである。

日本の蚕種輸出は、ヨーロッパにおける蚕病の蔓延を契機に開始され、明治初年には我が国の重要輸出品となり、生糸・茶と共に三大輸出品の地位を占めるほどになった²⁴⁾。

フランスにおいては、蚕病対策として外国産の健康な蚕種を輸入する一方で、養蚕学からの調査・研究が進められた²⁵⁾。日本産蚕種は、1860年代後半から70年代前半にかけて、フランス養蚕業の過半を担っていたが、フランスのバトゥールによる病原の究明と母蛾検査による微粒子病予防法の発明²⁶⁾の結果、フランス及びイタリアの蚕種生産は回復し、日本の蚕種輸出は明治10年頃を境として、急激に減少の一途をたどる。

この蚕種輸出の動向は、埼玉県においても同様で、明治10年に27万4千枚余の輸出蚕種は、明治12年に12万3千枚余、翌13年には8万枚余に急減する。また、この時期から、国内・外用蚕種の比率が逆転し始める。明治12年には

輸出用56%、国内用44%と海外輸出用蚕種が優位を占めていたが、翌13年になると、輸出向45%、国内向55%に逆転する。この点を埼玉県各地域についてみると、明治12年に輸出向が優位を占めていたのは、利根川中流域にあって、蚕種主産地を形成していた榛沢・児玉・幡羅及び中葛飾の4郡であった。賀美郡は輸出・国内向が概ね半ばし、他の諸郡は国内向が断然多い。明治13年には、榛沢郡のみが輸出向優位を維持するにすぎず、児玉・幡羅両郡は国内向に転換し、中葛飾郡は蚕種製造を中止している。那珂・横見等7郡は専ら国内向蚕種生産に従事する。榛沢・児玉・幡羅・賀美郡等の蚕種主産地は、輸出減退期を迎えてもなお輸出に希望をつないでいたが、漸く明治13年に至り輸出に見切りをつけ、国内向への転換を余儀なくされたのである。ただ榛沢郡のみが依然として輸出にたより、隣接の主産地諸郡が国内向に転換した明治13年に至っても、なお国内向の2倍強にあたる蚕種を輸出に向けていたのである。

明治10年代前半の蚕種の輸出急激期に、当地域の蚕種生産はいかに変容したであろうか。

明治14年の新戒村の蚕種生産者は10名、蚕種製造高4,792枚、1人平均蚕種製造高480枚である²⁷⁾。新戒村戸数(222戸)に占める蚕種生産者の割合は5%にすぎない。荒木常四郎の1,020枚を筆頭に、以下村岡嘉平²⁸⁾760枚、石川唯三郎716枚、荒木八郎次640枚、木村利平544枚、福島源三408枚、村岡久平284枚、持田代十郎251枚、荻野清吉105枚、鶴殿三郎九64枚と続く。蚕種内訳は輸出用3,804枚、国内用915枚、自家用73枚、比率にして輸出用蚕種が全生産高の79%(自家用を除くと、81%)、国内用蚕種が同19%(同19%)を占め、輸出向蚕種が圧倒的な割合を占めている。明治13年の榛沢郡(新戒村も同郡に属す)の蚕種生産の動向と同様である。

先の明治8年の蚕種生産と比較すると、明治14年には蚕種生産者は、明治8年の51名(ただし、新戒村上新戒の生産者)から10名(新戒村全体)へと大幅に減少した。明治8年当時の、最上層の蚕種生産者・石川熊治郎(一

同氏の子息が石川唯三郎とすれば、石川家は依然として新戒村における最上層の蚕種生産者である)のほか、上層の生産者4名(木村・持田・荻野3名を除く)は蚕種製造業から撤退し、その上、中・下層及び零細生産者は何れも蚕種製造を中止している。上層蚕種生産者の大幅製造縮小と転向の一例を、高島村の正田善蔵家にみることができる。正田家は、明治12年に蚕種404枚を製造し、この内384枚を輸出に向けていたが、翌13年には蚕種製造を大幅に縮小し、これに代わって産繭販売と生糸製造に転換している。

蚕種生産者の大幅減少の一方で、蚕種製造高の最高(明治8年の497枚→明治14年の1,020枚)、最少(明治8年の1枚→明治14年の64枚)、平均(明治8年の61枚→明治14年の480枚)何れもかなり上回る。明治8、14年の両年に蚕種生産者として名を連ねる木村利平、持田代十郎、荻野清吉の3名(この3名は明治8年に上層の蚕種生産者であった)の蚕種製造高についてみると、木村利平と持田代十郎は、それぞれ明治8年の製造高427枚、140枚から明治14年には544枚と251枚に増加している。荻野清吉については159枚から105枚に減少するものの、上層の生産者であることに変わりはない。

新戒村の明治14年の蚕種生産は、蚕種生産者の大幅な減少と少数の蚕種製造業者の専門化の確立、つまり投機性の強い蚕種生産の拡大、とりわけ輸向蚕種生産量の増加—ただし、鶴殿三郎九のみ輸出皆無—を特徴としている。

明治14年の新戒村蚕種生産者10名は、村内最上層農の荒木常四郎(耕地所有12町5反余)を頂点とする上層農民によって殆ど占められていた。

同じく明治14年の成塚村の蚕種生産者は8名、蚕種製造高1,700枚、1人平均蚕種製造高212.5枚である²⁹⁾。成塚村戸数(72戸、ただし明治17年)に占める蚕種生産者の割合は11%にとどまる。河田三弥の615枚を最高に、以下栗原庄五郎の265枚、栗原貞七241枚、川田兵治218枚、正田友八145枚、河田角二郎94枚、正田鉄五郎64枚、川田幸四郎58枚と続く。蚕種内訳は、輸用1,189枚、国内用462枚、自家用49枚、比率にすると輸用蚕種が全生産高の70%(自家用を除くと、72%)、国内用が同27%(同28%)を占める。新

戒村と同様に、輸出向が極めて高い。ただし、蚕種生産者8名のうち、3名（正田友八、正田鉄五郎、川田幸四郎）は輸出向が皆無で、国内向生産に特化している。新戒村では蚕種生産者10名のうち、1名（前記の鶴殿三郎九）が国内向生産のみであった。蚕種の輸出急減期に対応する輸出向から国内向への蚕種生産の転換期にあつて、なお輸出蚕種の優位を続ける榛沢郡諸町村の中で、中・小規模の蚕種生産者は国内向生産に傾斜し、大規模生産者は輸出向生産に重点を置くという変化が新戒村、成塚村に生じていた。

明治14年には、蚕種最盛期の明治8年当時より蚕種生産者の絶対数が大幅に減少—新戒村のみならず、成塚村でも同様と思われる—する一方で、蚕種の生産規模が拡大し、蚕種製造専門家の確立をみるのであつたが、蚕種の輸出途絶後、国内市場に全面的に生産転換することになる蚕種製造業者はその後さらに減少し、大正2年7月調の新会村（新戒村、成塚村、高島村3ヶ村合併による村）の蚕種製造業者は5名³⁰⁾を数えるにすぎない。

（2）蚕種業の流通機構

輸出蚕種の激減を契機として、明治11年5月に政府の制定した従来の蚕種に関する条例・規則が廃止され、蚕種製造は国家的規制をはなれ、民間の自由に任された。蚕種の自由製造が認められ、製造蚕種は自己の責任で処理できることになったが、条例存続中にも蚕種製造者の中には会社形態をとった組織によって、蚕種業の激変期に対処しようとする人々がいた。この背景には、すでに明治6年にグレーベンの蚕事報告書や中山駐伊総領事の報告の中で指摘されていた日本蚕種の粗悪化と品質向上の要請があつた³¹⁾。

埼玉県内においても、明治10年3月に蚕種製造組合利根川組の中に、広産社が隣村中瀬村農民を中心に組織され、翌11年2月には蚕種製造組合児玉組の中に、営産社が設立されていた。条例廃止後の明治11年11月には、更に大里・横見・比企・秩父4郡中数10ヶ村に散在する蚕種製造者によって荒川会

社が創設された³²⁾。広産社は、株式会社の形態をとった同業組合で、その規制力は強く、各独立製種業者の原種の選択から掃立・飼育・製種まで蚕種生産を統制して品質を改良・統一し、その販売は広産社という組織を通じて行っていた。この組織形態・生産統制は、群馬県島村の蚕種製造業者設立の島村勸業会社と類似している³³⁾。

高島村では、明治11年6月に蚕卵種製造会社・高濤精蚕会社の創立をみる³⁴⁾。高濤精蚕会社は、野村玄周を社長として「蚕卵種製造ニ付明治11年6月ヨリ3ケ年間ヲ期ニ高濤精蚕会社設立シ、会社「規則ヲ確守營業致来リ候処追年進歩致シ外国人モ厚ク希望致シ候様相成候ニ付³⁵⁾」、明治14年7月に高濤精蚕会社の第2期継続願を埼玉県令白根多助に提出した。海外輸出向蚕種製造結社による規則の「確守營業」—蚕種製造の厳格な統制を彷彿させる一が優良蚕種の製造を可能にした結果、外商の好評を得て創設後3年間順調に推移したことが窺える。明治14年7月に、第2期継続願提出の高濤精蚕会社の社員17名は、第1表の通りである。社長の野村玄周は、かつて熊谷県蚕種製造組合「利根川東組」第10番組の世話役であり、蚕種製造上指導的立場にあった。野村玄周を含め同社員の梅沢道太郎、笹井仙五郎、持田半四郎、飯島忠太郎等は、新会村の助役或いは議員等を歴任する地方名望家層・村落支配者層であり、高濤精蚕会社において指導的役割をはたす。

第2表に示すように、高島村戸数は、明治15年に135戸（耕・宅地所有戸数）、階層別では8反歩未満の下層・零細農民が大多数の71%を占め、中位農民21%、上位農民に至っては僅か8%という構成である。高島村階層構成とは対照的に、高濤精蚕会社の社員17名の階層は、中位農民10名（比率にして59%）、上位農民6名（比率にして35%）を占め、下層農民は1名にすぎない。高濤精蚕会社は、中位農民主体の構成をとるが、同社員の中位農民は、高島村中位農民全体の36%を占めるにとどまる。これに対し、同社員の上位農民の割合は実に過半の55%を占めていた。高濤精蚕会社の設立は、一部中・上層農民の輸出向蚕種製造専門化の確立過程にあり、蚕種輸出の衰退期に

第1表 高濤精蚕会社加盟者（明治14年7月）

	耕・宅地所有反別(明治15年)	備 考
野村玄周	3.町9.区6.畝16 ^歩	弘化4年4月8日生(31歳),新会村助役・議員,熊谷県蚕種製造組合「利根川東組」第10番組世話役
梅沢道太郎	6.5.2.01	天保14年10月7日生(35歳),新会村議員,新会村勸業会評議員,新会村農会評議員
笹井仙五郎	1.2.3.19 [☆]	嘉永2年2月7日生(29歳),新会村議員,新会村勸業会評議員
持田半四郎	5.4.8.13	嘉永6年6月4日生(25歳),新会村議員,新会村勸業会評議員
飯島忠太郎	1.8.6.20	安政3年7月17日生(22歳),新会村議員
小暮定吉	8.1.01	
古郡覚三郎	2.8.4.13	
伊丹新太郎	2.4.1.01	
古郡豊五郎	4.1.1.13	
持田喜七	9.8.06	
久保田文吉	1.0.8.12	
村岡拾五郎	1.0.2.00	
古郡慶次郎	1.3.1.10	
村岡春吉	6.0.08	
村岡八十松	8.6.23	
笹井杜三郎	9.1.20 [☆]	父・笹井久免の明治15年の耕・宅地所有反別は1町4畝01歩
持田富太郎	1.6.6.18	

(注) (1) ☆印は明治20年の耕・宅地所有反別。

(2) 梅沢道太郎の耕・宅地所有反別は,父・梅沢房次郎(高島村戸長)のそれ。

(資料) 『明治15年第1期第2期地租金取立簿』高島村戸長役場,『明治20年』高島村地所持高一人別合計帳』中瀬村連合戸長役場,『深谷市史』(追補篇)より作成。

投機性の強い蚕種業依存の農業経営構造を有する上層農民の割合がとりわけ高いことが特徴である。

新戒村においても,明治12年9月に荒木常四郎外33名によって「蚕種製造会社」が設立された³⁶⁾。荒木常四郎はすでに指摘したように,新戒村の最大蚕種生産者であり,最上層農でもある。荒木常四郎以外の社員の氏名は不明である。同社員34名が当時の新戒村の蚕種製造者のすべてを包含していたか,また他村の蚕種製造者を含むのか,どうかは必ずしも明らかではないが,もし新戒村の蚕種製造者総数がこの34名であったとすれば,設立2年後の明治14年には蚕種製造業者は3分の1以下に減少したことになる。既述の如く,高島村の正田善蔵家は,明治12年を境に蚕種の生産規模を大幅に縮小しており,また近郊の島村においても明治12年から14年にかけて,蚕種製造高はおよそ3分の1に減少している。この「蚕種製造会社」の存続期間は明らかで

第2表 高島村戸数と高濤精蚕会社加盟者の階層（明治15年）

	高島村戸数①		高濤精蚕会社加盟者②		対階層比 ②÷①
	戸	%	人	%	
1反未満	32 ^戸	23.7%	—人	—%	—%
1～8反〃	64	47.4	1	5.9	1.6
8～2町〃	28	20.7	10	58.8	35.7
2～5町〃	7	5.2	4	23.5	57.1
5町～	4	3.0	2	11.8	50.0
計	135	100.0	17	100.0	12.6

(注)(1) 高島村の戸数は、耕・宅地所有規模別戸数である。

(2) 高島村民のみ。村外民を除く。

(資料) 『明治15年第1期第2期地租金取立簿』高島村戸長役場より作成。

はないが、設立後、社員の退社が相次いだとすれば、同社の存亡にもかかわる事態を招くことになったであろうことは想像に難くない。

「蚕種製造会社」の申合定款・規則などの史料を欠くため、事業内容の詳細は不明であるが、同社の設立伺書に「優等之蚕種製造大ニ販路ヲ開カン為会社結立致シ度」との記述があることから、旧蚕種製造組合から単に組織替えた団体ではなく、蚕種改良を積極的に推進するために結成された企業組織であるといえよう。上記広産社同様、「蚕種製造会社」は蚕種の共同製造を行うまでには至らず、会社形態をとった同業組合的組織にとどまるものであろう。また明治11年の条例廃止前の蚕種製造組合の水準を越え、蚕種の生産を統制して品質の改良・統一を図ったと推察されるものの、蚕種の輸出を共同で行うまでは目的としていないと思われる。

新戒村の蚕種輸出会社に関しては、明治12年設立の「有志会社」の存在が確認できる。「有志会社」の設立は、ヨーロッパにおける蚕病の克服と日本蚕種に対する需要減少に伴ってわが国蚕種の生産過剰が生じ、このため価格維持策として横浜売込商が主唱した蚕種投棄策に対する対抗策の1つとして

理解する必要がある³⁷⁾。次いで明治14年10月には、「有志会社」出張所社長荒木勝彦、副社長橋本十郎太³⁸⁾より「今般蚕種売却トシテ前記ノ場所（神奈川県横浜市本町二丁目二一番地金子平兵衛宅 - 筆者）へ出張所相設候ニ付」と記した出張所設立添願書を埼玉県令白根多助に提出しており、蚕種輸出促進のために「有志会社」の横浜出張所を開設するまでになる³⁹⁾。金子平兵衛（小松屋）は、明治4年の蚕種入荷量が107,570枚（売込商別入荷量第4位）にのぼる横浜の有力蚕種売込商であり⁴⁰⁾、また原善三郎・茂木惣兵衛などと共に明治6年5月設立の横浜生糸改会社・社長の1人でもあったが、明治8、9年頃閉店する⁴¹⁾。「有志会社」横浜出張所は、閉鎖した横浜売込商・金子平兵衛の店舗を借り受けたものと思われる。「有志会社」の設立地は新戒村57番地にあり、この番地は荒木常四郎の住所と同一である⁴²⁾ことから、この「有志会社」は荒木常四郎を代表とする前記「蚕種製造会社」を母体として、横浜売込商体制に反旗を掲げる同志の糾合によって、蚕種販売上の不利益を打開するために組織された輸出結社であると推定できる。この「有志会社」加盟者は、新戒村のほか横瀬村、北阿賀野村など合せて5ヶ村32名からなり⁴³⁾、近村北阿賀野村の橋本十郎太家一「有志会社」横浜出張所副社長一は「有志会社」設立に参画し、従来横浜商人経由の蚕種売却を明治12年以降「有志会社」経由の販売にかえている⁴⁴⁾。「有志会社」を組織することによって、村外の蚕種仲買・輸出商人への従属を脱却して、輸出蚕種それも生産過程の統制・改良の上に達成した優良蚕種の販路を生産者自ら確保するという新たな蚕種流通機構の構築が実現したことになる。しかも、直接外国人（＝イタリア人貿易商）に販売することを明確に意図した横浜出張所の開設は、横浜売込商体制に対抗する新戒村（及び周辺諸村）独自のルート開拓の試みである。

この「有志会社」の存続期間は明確ではないが、明治16年に現存を確認できるものの⁴⁵⁾、明治17年に新戒村では蚕種製造が行われていないことから、この時点で解散したものと思われる。時を同じくして、前述の島村勸業会社

が明治15年に蚕種直輸出後、収支償わず解散している。また、大蔵省調査によれば、日本蚕種の輸出量は、明治15年の17万枚余から翌16年に7万枚余、19年には4千枚余に減少している。明治10（1877）年に輸出蚕種が百万枚余であったことを想起するならば、明治15、16年頃は、日本の蚕種輸出ならびに直輸出の最終局面を迎えていたことになるといえよう。

明治10年を境とする蚕種輸出の激変期における福島県伏黒村と新戒村ないし成塚村の蚕種の生産と販売に関する特徴を比較してみよう。第1に、明治8年頃の村内における蚕種生産者の割合は、伏黒村、新戒村共ほぼ同じである—伏黒村は農業戸数に占める蚕種生産者の割合が46%に対し、新戒村は総戸数に占める蚕種生産者の割合は40%—が、明治14年頃においては、伏黒村は蚕種生産者の比率が50%と引続き殆ど変わらないのに対し、新戒村の場合は5%にすぎず、新戒村の蚕種生産者は相対的にも絶対的にも激減する。成塚村は、蚕種生産者の割合が11%と新戒村より多いものの、伏黒村と比較すると遥かに少ない。第2に、伏黒村の蚕種生産者は明治13年には、明治9年の126人から130人に若干増加する一方で、主として海外輸出に依存していた蚕種生産は国内市場向に大きく転換し、国内向蚕種が略50%にまで増大する。これに対し、新戒村は蚕種生産者が大幅に減少し、成塚村共ども、海外輸出に主に依拠するようになる。新戒村、伏黒村両村の国内外市場別蚕種生産の逆転が生じているのである。第3に、伏黒村では、中位規模の蚕種業者が多く、最大の個別製造高も800枚強にとどまるが、新戒村は大規模生産者が過半を占め、最大の生産規模は一千枚を超える。50枚以下の零細生産者は皆無である。また、群馬県島村では、零細な蚕種製造者ほど蚕種輸出の比率は高いが、新戒村・成塚村では大規模な蚕種製造者は輸出向生産に重点を置くなど、島村とも異なる様相を示している。第4に、伏黒村では、明治11年の蚕種条例廃止後、蚕種製造組合東産組が解体し、伏黒蚕業社と伏黒社に組織・移行される。輸出蚕種については、各社員が臨時的に共同で横浜の輸出商に委託販売を行う場合も、売込商体制の枠内での共同販売にとどまる。新戒村

では、蚕種条例廃止後の明治12年に蚕種改良を積極的に推進するために「蚕種製造会社」が設立される。蚕種の輸出に関しては「有志会社」を結成し、横浜に直輸出のための出張所を開設するなど、横浜の売込商体制に依存しない独自の販売ルートを構築する試みを実施する。

3. 繭・生糸・絹織物の生産構造と流通機構

(1) 繭・生糸・絹織物の生産構造

農村不況期を迎える明治10年代後半の当地域の農業経営に関しては、新戒村について明らかにすることができる。

明治17年の新戒村は、農産物のうち、麦・雑穀類の穀物生産額は全体の4%に満たず、蚕糸業と藍業産額で全体の9割を超え、この内の大部分は繭生産（7割弱）である。明治8年当時、蚕糸業品目の中では、蚕種生産が基幹部分を占めていたが、明治17年においては蚕種生産はなく、蚕種にかわり繭の生産が新戒村の農業経営において主軸たる地位を確立した。輸出蚕種の生産を重要な目的とした新戒村（高島村、成塚村も同様）の蚕種業は、国内市場に確固たる基盤を確保していなかったが故に、蚕種輸出の途絶後に、国内向蚕種生産に転換することは儘ならず、かつての隆盛を取り戻すには至らなかった。蚕種輸出の途絶後、国内向蚕種生産にむかう伝統的蚕種地＝島村と新興蚕種地とのその後の対照的な姿をみてとることができる。

新戒村農業経営において中心的地位を占めることになった繭の生産構造について明らかにしよう。

松方デフレ期中の明治16年に、新戒村では養蚕戸数（春蚕戸数、以下同）は175戸、蚕種掃立枚数（春蚕、以下同）441枚であった⁴⁶⁾。農業戸数は明らかではないが、明治16年の『新戒村戸籍表』によれば、新戒村の総戸数は225戸であることから、養蚕戸数の比率（対総戸数比）は78%にのぼる⁴⁷⁾。殆ど

の農家が養蚕業を営んでいたと考えてよいであろう。埼玉県における農家戸数に占める養蚕戸数の割合は、この時期33%程にすぎなかった。新戒村が養蚕盛業地であることがわかる。

新戒村養蚕業は、荒木常四郎外4名の蚕種掃立枚数10枚を最高に、最少掃立枚数0.25枚、養蚕農家1戸当たり平均掃立枚数2.52枚であった。最大と最小の養蚕経営規模の差は大きい。この一方の大養蚕経営＝小ブルジョア経営では、家族労働力のほかに年雇若しくは季節雇・日雇等の種々の雇用労働力を用い、他方の零細経営では家族労働力のみを使用する。桑作＝養蚕経営の中で、養蚕規模と桑園規模はほぼ一定の関係にある。共進会出品者—新戒村民—の『繭申告書』によれば、掃立蚕種1枚は桑園面積1反歩から収穫する桑葉量を育蚕上必要としており、桑葉の購入及び販売を前提としない限り、最大蚕種10枚掃立の養蚕農民は、桑園面積1町歩を経営していたことになる。蚕種掃立枚数10枚の新戒村民・木村利平と大海渡文治が上記自桑主義をとるならば、両名の耕地に占める桑園面積の比率はそれぞれ70%、78%を占める。この高い比率は、養蚕経営の主業化ないし専業化を示す。なお、『農事調査表』によれば、明治21年に全調査県(39県)平均では、養蚕農家1戸当たり掃立蚕種1.77枚であった。主要養蚕県11県平均では2.33枚と高く、その他府県では0.8枚と低い。主要養蚕県に属す埼玉県は2.00枚である⁴⁸⁾。新戒村の養蚕規模は、主要養蚕県平均及び埼玉県平均を上回る。新戒村は先進養蚕地域といえよう。

新戒村養蚕農家175戸(全蚕種掃立枚数441枚)のうち、掃立蚕種1～3枚未満の小規模養蚕経営は89戸(蚕種掃立枚数147.9枚)で、比率にして過半の51%(全蚕種掃立枚数の34%)を占める。彼らのうち、58戸、比率にして65%—蚕種掃立枚数98.4枚、比率にして67%—が、耕地所有者高1反以上8反未満の下層農民であり、残りの18戸、比率にして20%—蚕種掃立枚数31.75枚、比率にして21%—が、耕地所有者高8反以上2町未満の中位農民であった⁴⁹⁾。小規模養蚕経営の85%が下・中層農民である。次いで多いのが、掃立蚕種3

～5枚未満の中規模養蚕経営で43戸(蚕種掃立枚数145.5枚)、総数の25%(全蚕種掃立枚数の33%)を占める。この生産階層の中に、明治14年の蚕種製造業者村岡久平がいる。彼らのうち、12戸、比率にして28%—蚕種掃立枚数42.5枚、比率にして29%—は、耕地所有高1～8反未満の下層農民であるが、残り大多数の26戸、比率にして60%—蚕種掃立枚数87.5枚、比率にして60%—が、8反以上2町未満の中位農民であった。中規模養蚕経営の9割弱が中・下層農民である。上記の小・中規模養蚕経営で、新戒村養蚕農家の76%、全蚕種掃立枚数の67%をそれぞれ占める。以下、掃立蚕種1枚未満の零細養蚕経営は24戸(蚕種掃立枚数11.1枚)で、総数の14%(全蚕種掃立枚数の3%)を占める。彼らのうち、16戸、比率にして67%—蚕種掃立枚数7.45枚、比率にして67%—が、耕地所有高1～8反未満の下層農民であり、6戸(比率にして25%)—蚕種掃立枚数2.65枚、比率にして24%—が耕地所有高1反未満の零細農民及び無所有農民である。残り2戸、比率にして8%が耕地所有高8反以上2町未満の中位農民である。2町以上の上層農民はこの生産階層にはいない。次に、掃立蚕種5枚以上の大規模養蚕経営が19戸(蚕種掃立枚数136.5枚)で、総数の11%(全蚕種掃立枚数の31%)を占める。彼らのうち、10戸、比率にして53%—蚕種掃立枚数75.5枚、比率にして55%—が、耕地所有高2町以上の上層農民であって、残り6戸、比率にして32%—蚕種掃立枚数43枚、比率にして32%—が耕地所有高8反以上2町未満の中位農民で、下層以下の農民は3戸にとどまる。大規模養蚕経営の84%が上・中層農民であった。蚕種10枚掃立ての最大の養蚕農民は荒木常四郎の外に、石川唯三郎、木村利平、大海渡登文治、剣持藤九郎の合わせて5名で、このうち前3名は明治14年の蚕種製造業者である。また蚕種掃立5～10枚未満の生産階層には、明治14年の蚕種製造業者の村岡嘉平、荒木八郎次、福島源三、持田代十郎、荻野清吉、鶴殿三郎九を含む。大規模養蚕経営の中には、蚕種製造を専門とする種繭養蚕と生糸原料向の糸繭養蚕が、略相半ばして混在するようである。最大規模経営ほど、蚕種製造を専門とする場合が多く、小・中規

繭経営は糸繭養蚕と考えるとよいようである。

新戒村の養蚕規模は、耕地所有面積が大きくなるにつれて拡大する傾向にある。養蚕農家175戸のうち、その主な担い手である下層農民（85戸）と中位農民（52戸）の大部分（114戸、比率にして86%）が、掃立蚕種1～5枚未満の小・中規模養蚕経営であった。とりわけ中位農民の掃立量は、全蚕種掃立枚数の4割弱を占め、下層農民の3割強を上回る数値を示す。また下層農民の7割弱が小規模養蚕経営で、同じく2割弱が零細養蚕経営である。中位農民の5割が中規模養蚕経営であり、同じく3割強が小規模養蚕経営である。耕地所有高1反未満の零細農民及び土地無所有農民の養蚕経営は20戸にすぎない。養蚕経営は原則として桑作経営を併せ営むことによる。養蚕業を営む上層農民の約3分の2が大規模養蚕経営であった。とりわけ最上層農の養蚕農民の8割は大規模養蚕経営である。

同時期の埼玉県の平均的養蚕農民像を略映し出すと思われる秩父地方の蒔田村一養蚕農家1戸当たり平均掃立枚数1.9枚一では、養蚕農家の約70%は掃立量1～3枚未満の小規模養蚕経営であった⁵⁰。新戒村の場合、中位農民による中規模養蚕経営の比重が高い。新戒村の養蚕農民像は、先進養蚕地方の一典型を示すといえよう。

新戒村養蚕業は、蚕種輸出の衰退に伴う輸出向蚕種生産から製糸原料用糸繭生産への転換の中で、明治8年当時の蚕種生産者層と同様に、中・下層農民を生産主体として零細農民から最上層農民まで含む構成をとっていた。ここに、新戒村農民の蚕種生産者から糸繭生産者への直接的移行を窺うことができる。

次に、成塚村では、明治16年に、養蚕戸数（春蚕戸数、以下同）は54戸、蚕種掃立枚数（春蚕、以下同）155.7枚であった。明治20年の成塚村総戸数80戸を指標にとれば、養蚕戸数の比率（対総戸数比）は68%にのぼる。明治23年「水災被害免稅地調」（新会村役場）によれば、成塚村の戸数は62戸である。この戸数を資料の性質上、農業戸数とすれば、養蚕戸数の比率（対農

業戸数比)は87%になる。新戒村と同様に、成塚村農民の大部分が養蚕業を営んでいたと考えられる。

成塚村養蚕業は、河田三称の蚕種掃立枚数15枚を筆頭に、最少掃立枚数0.1枚、養蚕農家1戸当たり平均掃立枚数2.88枚である。前述の如き自桑主義をとるならば、蚕種15枚掃立の養蚕農民河田三称は、桑園1町5反歩を経営していたことになる。成塚村の養蚕経営規模は、新戒村を上回る。

成塚村養蚕農家54戸(全蚕種掃立枚数155.7枚)のうち、掃立蚕種1～3枚未満の小規模養蚕経営は25戸(蚕種掃立枚数37枚)で、比率にして5割弱の46%(全蚕種掃立枚数の24%)を占める。次いで多いのが、掃立蚕種3～5枚未満の中規模養蚕経営で11戸(蚕種掃立枚数36.5枚)、総数の20%(全蚕種掃立枚数の23%)を占める。上記掃立蚕種1～5枚未満の小・中規模養蚕経営が、成塚村養蚕農家の3分の2を占め、新戒村の場合よりもややこの割合が低いものの、新戒村と略同様の養蚕規模構成をとる。ただし、これを掃立量からみると、成塚村の小・中規模養蚕経営の掃立枚数(73.5枚、比率にして47%)は新戒村とは異なり、過半を占めず、構成比を下げている。以下、掃立蚕種5枚以上の大規模養蚕経営は11戸(蚕種掃立枚数80枚)で、総数の20%(全蚕種掃立枚数の51%)を占める。成塚村の養蚕規模が新戒村のそれを上回るのは、大規模養蚕経営農家の掃立量が相対的に多いことに由来する。そして、掃立蚕種1枚未満の零細養蚕経営が7戸(蚕種掃立枚数2.2枚)で、総数の13%(全蚕種掃立枚数の1%)を占める。蚕種掃立5～15の生産階層の中には、明治14年蚕種製造業者の河田三称、川田兵治、栗原貞七、川田幸四郎、栗原庄五郎、正田友八の6名がいる。この6名で、大規模養蚕農家の過半を占める。大規模養蚕経営の中には、新戒村同様、種繭養蚕と糸繭養蚕が相半ばして存在する。最大規模経営は、蚕種製造を専門とする者のみである。また蚕種掃立3～5枚未満の生産階層の中には、明治14年の蚕種製造業者の河田角二郎、正田鉄五郎の2名を含む。中規模養蚕経営の圧倒的部分と小規模・零細養蚕経営のすべてが、糸繭養蚕ということになる。

当地域の製糸業は「本村内女子ハ養蚕ヲ終レバ糸挽トイヒテ坐繰リニテ生糸ヲ取」⁵¹⁾る農家副業生産であった。生糸の産額は僅かで、明治8年に新戒村では12貫、高島村6.5貫、成塚村525匁にすぎない。1戸当たりの生産量は僅か50匁以下足らずである。新戒村は、不況期の明治17年に至っては4貫の生糸生産にとどまる。絹織物についても同様に、零細な家内工業による農間副業の域を出ない⁵²⁾。個別の生産者例として、高島村の正田善蔵家では、従来の蚕種製造から糸繭生産への転換期にあたる明治13年に、生糸の繰糸工程は自家製糸以外では、高島村と成塚村に賃挽きに出している。同年7月末より11月初旬まで、糸取賃として賃挽人3名に合わせて4円50銭を支払った⁵³⁾。高島村の賃挽人は、正田家と小作関係にある下層農民である。絹織物に関しては、正田家は明治13年に生絹10疋を生産しており、このうち5疋を秋期に自家製織し、残り5疋を成塚村と近村戸森村に賃織に出している。生絹2疋の織賃として1名に1円を9月23日に支払い、また同じく生絹織賃として10月13日に2名に合わせて2円35銭を支払っている。正田家では生絹のほか太織を生産しているが、太織5疋の生産は専ら晩秋から冬季の農閑期に自家製織されたようである。正田家の製糸・製織共に、一部に問屋制前貸の形態つまり賃挽き・賃織の新たな生産展開がみられる。

養蚕農民の自家製糸＝農家副業生産を越える製糸業の展開が当地域にみられた。蚕種副総代（後に大総代）として「武蔵種ノ品位ヲ進メ」、「優ニ良品製造家ノ域ニ達シ年々千有餘ノ種額ヲ産出シ」⁵⁴⁾た新戒村の村岡嘉平は、松方デフレ期終盤－企業勃興期の開始前年一に、米国輸出向製糸業を開始した。村岡嘉平は、明治20年共進会提出の『生糸申告書』⁵⁵⁾の「業務沿革及ヒ出品主ノ履歴」の中で、「旧来蚕種製造ノ業ニ従事有之一昨明治18年ヨリ余暇製糸ヲ創業シ小上ケ梓ヲ興シ本年ニ至20マドノ揚ケ器械場ヲ建築シ製糸ノ業ヲ盛ニセン事ヲ熱心シ去月中深谷共進会ニ出品6等賞下付后来一層進テ上等品ヲ製シ事ヲ希」うと述べている。明治14年に村内第2位の蚕種産額を有した蚕種製造業者・村岡嘉平は、蚕種輸出の途絶と共に、蚕種家から製糸家

第3表 村岡嘉平の製糸内容（明治18～20年）

	明治18(1885)年	明治19(1886)年	明治20(1887)年
元繭1斗5升の糸目	195目	195目	200目
同上代価	5円57銭	5円85銭	6円
使役人数(男・女)	10人	12人	22人
生糸百斤の入費	104円	105円	107円
1ヶ年製糸高	30貫目	33貫600目	90貫目
就業日数	100日	120日	150日
生糸売上代金	1,102円10銭	1,344円	3,466円
売先	米 国 直 輸 出		

（資料）明治20年「製糸計算」（『明治22年6月諸用綴込』新会村役場）より作成。

への転進をはかったのである。第3表に示すように、村岡嘉平は明治18年に製糸業を創業し、製糸高は明治18年に年間30貫、同19年33貫600目、同20年には逸早く3倍の90貫に拡大する。この製糸高は、過去の3ヶ村（新戒村、高島村、成塚村）の生糸製造高を上回る。操業日数・使役人数は、製糸高の増大に見合う形で、明治18～20年にそれぞれ100日・10人、120日・12人、150日・22人と順調に延長・増加した。製糸形態については、「業務沿革」の中に創業時より「小上ヶ梓ヲ興シ」とあるように、繰糸工程を集中作業場にて行う製糸工場ではなく一村岡嘉平経営の座繰製糸工場（又は器械製糸工場）は、官庁資料（埼玉県統計書、全国製糸工場調査表等）においても確認できない、村岡嘉平家の自家産繭若しくは購入繭を自家製糸や賃挽きにて生産・集荷し、仕上工程＝揚返工程を管理・経営する製糸経営—資料上、買取糸とその再繰はみられない—であったと思われる。村岡嘉平はすでに指摘したように、明治16年に蚕種9.5枚を掃立てた大規模養蚕家であり、この掃立高から収繭量を見積もると凡そ130貫弱⁵⁶⁾になる。明治18年以降も同様の蚕種掃立高・収繭量とすれば、各年の「元繭1斗5升の糸目」から換算して、明

明治18～20年の推定使用繭量はそれぞれ230貫余、258貫余、675貫となる。明治18、19年には、自家産繭に略等しい100貫以上の繭を購入しなければならず、実際村岡嘉平は史料—営業調個票—の上で確認できる限り、明治20、21年に糸繭卸売商として営業しており、自家産繭の不足分を購入繭に依存していたと考えられる。賃挽人の数は、家族労働力を含めおそらく10～30人を必要としていたであろう。「使役人」は主に揚返男・女工と考えられる。賃挽人の階層に関しては、群馬県の江原家＝天原社や星野家の例⁵⁷⁾から、また正田家の上記事例からも、新戒村内外の小作貧農層、零細・下層農民層であったと推測される。利益総額を算出すると、明治18～20年にそれぞれ50円余、115円余、164円余であり⁵⁸⁾、これを生糸1貫当たり利益額に換算すると、凡そ1円67銭、3円44銭、1円82銭になる。利益率の変動が激しく、その中で明治19年の利益率はとびぬけて高く、前年の2倍以上にのぼる。この年の高利潤を受けて、翌年に20窓の揚返器械場を建築し、事業の拡大をはかったのであろう。明治20年のこの揚返場建築を契機として、就業日数の延長や揚返男・女工の倍増、原料繭・製糸高（・額）の3倍増を実現したが、糸価は不安定で、明治20年には前年に比べ生糸1貫当たり約1円50銭の下落をみた。その一方で、繭価及びその他の費用は上昇し、その結果生糸1貫当たりの利益額は前年比半落する。村岡嘉平の明治19年の糸価40円（生糸1貫当たり）に対し、正田善蔵家の生糸売却代金は同年36円強（1貫当たり）にとどまる。この価格差は、村岡家の改良座繰製糸と正田家の座繰製糸の違いによるものであろう。

生糸の売却先は「米国直輸」出であり、既述の蚕種販売結社・有志会社の場合よりもさらに一歩進め、製品を直接米国機業地に売り渡す（直輸出商社を介したアメリカ市場向の）流通ルートを生糸業創業以来の目的としていた。「有志会社」設立以来の横浜生糸売込商体制に対する不信と拒絶意識の根深さを示すものといえよう。深谷共進会において、村岡嘉平出品の生糸が6等賞を受賞したことは、一定の生糸品位を保持していたことを立証するが、ヨ

ヨーロッパ市場向の高級絹織物用糸としては不向きであろう。村岡嘉平は、明治23年に開催の第3回国勧業博覧会（開催地：東京上野）に新会村から唯一生糸を出品するが、受賞するには至らなかった。村岡嘉平が製糸業を始める前年の明治17年は、これまで日本生糸の主たる輸出先がフランスを中心とするヨーロッパ市場から、太糸を主とするアメリカ市場に転換し始める年であった⁵⁹⁾。こうした日本の生糸輸出動向の背景には、日本の座繰製糸業が仕上工程＝揚返工程を中心に大幅に改良された、いわゆる改良座繰の進展によって、座繰製糸の段階にとどまる清国糸に代わってアメリカ市場に盛んに輸出されるようになったのである。村岡嘉平の賃挽商人経営においても、仕上工程＝揚返工程の改良のために「小上ヶ杵ヲ興」すにとどまらず、さらに進んで揚返器械場を建築し、一層の「上等品」を製出しようと努めた。埼玉県令白根多助は、すでに明治13年に座繰製糸の改良を論達している。

村岡嘉平の製糸業＝賃挽商人経営（一改良座繰製糸経営）がいつまで存続したかは明らかではないが—明治末年の新会村報告書の職業別戸数欄に独立生糸製造業者は1名も存在しない—、その前途は明るいものではなかったといえよう。明治23年には世界不況のため日本の輸出生糸が前年比半減するほか、揚返器械場の建築費負担と糸価の不安定及び生糸代金の延べ払いや購入繭価とその他の費用の上昇に加えて、村岡嘉平の製糸業開始と同じ明治18年に江原家・天原社の武州繭仕込の拠点の1つとして高島村が新たに登場するようになる。天原社は、村岡嘉平の生糸原料繭量を遥かに上回る繭購入を行うようになり、天原社閉鎖まで続く。村岡嘉平の賃挽経営と天原社は、当初より購入繭をめぐる対立関係にあるということができ、この対立の帰趨は、売込問屋からの荷為替金融と江原家の設立に係わる金融機関からの金融的バック・アップによって、経営活動を支えられた天原社に有利に展開したであろうことは想像に難くない。さらに明治10年代末から、長野県諏訪郡製糸家が大量の生糸原料繭を求めて、埼玉県地方への進出が始まり、地元製糸業の経営を圧迫するようになる。

(2) 繭・生糸・絹織物の流通機構

前述したように、新戒村の輸出向蚕種生産は、明治10年代中頃に大きな転機を迎えることになるが、折しも明治15年2月に村岡久平を代表とする行正社（資本金1万円）が新戒村に設立された⁶⁰。社員は新戒村では村岡久平のほかに、田部井孫一郎・正田宗次・正田常三九・小暮留吉・塩原林蔵、高島村一梅沢利喜次郎・伊丹平太郎・久保田文吉、成塚村一茂呂周太郎、高畑村一田村仲次郎、新井村一斉藤東八、沼尻村一大野文五郎、外に岡野某（喜作カ）・篠原某（半平カ）一兩名共、新戒村民と思われる一以上15名。行正社員は、新戒村を中心に周辺5ヶ村に及ぶ。

行正社は「今般私共相商り各自従来ノ営業ヲ一括シ短長相補テ有無相通シ地方物産ノ蕃殖ヲ目的トシ」て設立された「製造品改良及売買会社」である。社則等を欠くため営業活動の具体的内容を知ることはできないが、同社は『明治16年勸業概況』中の「管内諸会社一覧表」営業欄に「繭糸外7業」とあり、また明治17年に村岡久平は「糸繭仲買商」⁶¹であることや明治20年の営業調個票によると、新戒村の小暮留吉及び高畑村の田村仲次郎など⁶²が「糸繭卸売商」であり、また田部井孫一郎が「蚕種・青物小売商」、塩原林蔵が「蚕種小売商」であることなどから、行正社は糸繭類の売買を中心とした結社と考えてよいようである。新戒村の行正社員8名のうち、村岡久平、田部井孫一郎、塩原林蔵の3名は、明治16年に春蚕をそれぞれ4枚、3枚、2枚を掃立っている養蚕農民であるが、他の5名は非養蚕農民である⁶³。養蚕・非養蚕農民と階層との関係からすれば、後述するように行正社は、下層・零細養蚕農民と零細・無所有非養蚕農民によって組織された糸繭商結社であるといえる。『明治17年1月改メ 営業雑種人名調書』によれば、行正社の営業金額は、3,404円10銭にのぼり、活発な営業活動を展開していたことを窺わせる。

行正社・社長村岡久平は、明治14年に蚕種284枚を製造した蚕種製造業者

であった。村岡久平の村内外繭糸業者等の糾合による繭糸会社設立は、前記有志会社の帰趨に示される、村内の蚕種生産と直輸出の一大転換期における蚕種製造業者主導の一形態—村岡嘉平の製糸経営と高濤精蚕会社創設者の飯島忠太郎による、後述の脩明社設立と共に—を示すものといえよう。

行正社員の階層に関しては、新戒・高島両村民について判明する。明治14年に新戒村の村岡久平の畑反別は5反8畝22歩、田部井孫一郎6反8畝18歩、小暮留吉2反7畝、塩原林蔵1反5畝5歩である⁶⁴。典拠史料が不完全なため、新戒村の他の行正社加盟社員4名、つまり正田宗次、正田常三九、篠原半平、岡野喜作の畑反別は明らかでないが、明治11年においてはこの4名共、土地無所有農民である⁶⁵。ただし、岡野喜作は明治16年に畑反別2反5畝15歩を所有している⁶⁶。岡野元太郎家からの分家（・分地）と思われる。また正田常三九（三九＝作）が正田恒作とすれば、明治14年に畑3反9畝15歩を所有する⁶⁷。高島村については、明治15年に久保田文吉が1町8畝12歩、伊丹平太郎は2反3畝1歩、梅沢利喜次郎は7畝25歩をそれぞれ所有する⁶⁸。行正社員は、上・中層農民は極めて限られ、8反歩未満の下層農中心、中でも3反歩未満の零細農及び無所有農民が多い。行正社は下層農民指導の、零細・無所有農民を包含する構成であったようである。行正社は、零細農中心の構成による経営基盤の脆弱性を露呈し、松方デフレ期真只中の明治17年に解散の憂目をみている⁶⁹。

新戒村に設置の行正社以外に、当該地域の村民加盟の脩明社（資本金2千5百円）が、明治13年7月に隣村上敷免村に組織されている⁷⁰。脩明社は「私共従来営シ来り候繭糸絹織物商業今般更ニ同盟結社シ協力シテ書面之金額ヲ釀シ……該社ヲシテ漸次旺盛ニ赴カシメ営業上確實ニナラン事ヲ」目的に設立された糸繭商結社である。同社員の新戒村・岡野元太郎は、糸繭商兼業生産者として、明治16年に春蚕4枚を掃立てる一方で、明治20、21年にはそれぞれ115円50銭、130円50銭の糸繭取引を行っている。同社員である高島村の飯島忠太郎は、高濤精蚕会社の創設者の1人である。

脩明社は、明戸村の茂木繁三郎を社長に、上敷免村の高田弥平を副社長として、幹事を上敷免村、沼尻村、石塚村、高島村各村に1名ずつ置いて設立された。社員は、新戒村1名（岡野元太郎）、高島村3名（持田太仲次、飯島忠太郎、久保田四郎次）のほかに、高畑村2名、明戸村5名⁷¹⁾、上敷免村5名、沼尻村4名、石塚村4名、新井村2名、上増田村4名の8ヶ村30名からなる構成である。

脩明社員の階層は、新戒村、高島村の加盟者と上敷免村及び新井村の一部加盟者について明らかにできる。新戒村の岡野元太郎の畑反別は1町6反3畝13歩、高島村の持田太仲次は1町4畝16歩、飯島忠太郎1町8反6畝20歩、久保田四郎次1町7反3畝17歩をそれぞれ所有する⁷²⁾。何れも1町歩以上を所有する村内上層農民である。上敷免村の副社長・高田弥平は耕・宅地4町9反9畝3歩、山林1畝23歩、新井村の齊藤仙太郎は耕・宅地11町4反7畝18歩、山林1町1畝8歩をそれぞれ所有する村内最上層農である⁷³⁾。新戒村、高島村2村ほかの脩明社員の土地所有高を見る限り、下層農中心の行正社とは異なり、脩明社は中・上層農主体の構成であったと考えられる。脩明社は、松方テフレ期を乗り切って存続した⁷⁴⁾。この強固な経営基盤は中・上層農を主体とする結社であった点に求められよう。

糸蘭商結社の設立は、行正社、脩明社以外にも広く、榛沢郡（蘭盛商社、絹盛社、曠盛社、広益商社、協琢会社、研精社、原蚕社、原桑社、競精会社、共研社など）、入間郡（川越糸蘭会社、共盛社、永久物産会社など）、幡羅郡（関東社、浩益社、栄商社、盛産社など）、児玉郡（商育社、拡益社など）、大里郡（有信社、倍盛社など）、男衾郡（宝栄社など）、高麗郡（浩産会社など）、北埼玉郡（漸進社など）等の県下諸村に亘るものであった。

糸蘭商結社設立の背景には、埼玉県産蘭糸を「上州又ハ八王子等ノ商估ニ売ルヲ例トセリ其年額モ亦少カラス」⁷⁵⁾、「困難ニ乗シ十把一束ニ地方ノ良蘭ヲ買収シ」たり、また「当地之相場も何分にも富岡買入外ニ大間々辺之小商人入込買あり……上物斗り買入仕候」⁷⁶⁾とあるように、近隣諸県の有力な糸

繭商人が産繭期に優良繭を買占める⁷⁷⁾ことで、県内に良繭不足・糸繭相場の不安定等を引き起こし、在地弱小糸繭商の経営を圧迫した事実をあげることができる。村方の糸繭商経営を圧迫したのは、県外の糸繭商人だけでなく、特権的商人の系譜を引き、屢々県外の有力糸繭商・生糸商等と結んだ県内の町方糸繭商も同様であった。後述するように、在村糸繭商は、従来屢々養蚕農民と町方糸繭仲買商との間の仲介者的地位を甘受せざるをえない立場にあった。在村糸繭商にとって、購繭をめぐる対立の先鋭化に伴い、県内外の町方糸繭商の呪縛と従属的地位からの解放が狙上へのぼることになる。

こうして、県内外の町方商人の挾撃を受けた在地の零細糸繭商は、「近来価格ノ高低ニ依リ渡世向ハ勉勵スト雖モ終ニ損害ヲ醸シ資本乏敷シテ当今独立渡世営ミ候儀難及」く、「各自従来ノ営業ヲ一括シ短長相補テ」、「同盟結社シ協力シテ……営業上確實ニナラン事ヲ」⁷⁸⁾はかる必要に迫られた。つまり、彼らは、行正社、脩明社等の糸繭商結社の設立によって、従来の孤立・分散的な糸繭の購入・販売のあり方を改め、結社を通じて糸繭流通機構を再編し、他方では資金の集中・融通によって営業を安定させることを意図したのである。行正社、脩明社所属の各社員の繭糸売買活動については、後述する正田家文書を通じてその一端を明らかにすることができる。

明治初期に蚕種輸出が減退する一方で、生糸輸出が本格化するに伴い、埼玉県内各地で県外製糸家・生糸商による購繭活動があったことは知られている。例えば、埼玉県を「繭ノ定買場」とする富岡製糸場は、明治初年より在地問屋を介した繭買入所・出張所を当地近郊の明戸、深谷及び本庄、熊谷、妻沼、鴻巣各地に設けて、繭質に応じた繭価を設定し、盛んに購繭活動を行っていた⁷⁹⁾。また前橋の製糸家、例えば交水社所属の製糸家が、明治10年代から深谷、熊谷方面にて共同購繭を行ったり⁸⁰⁾、巨大生糸商江原家(天原社)は買継糸、中でも賃挽糸用原料繭を在地繭問屋を介して、埼玉県北部から多量に仕入れていた。高島村は、天原社の埼玉県北部の繭購入の重要拠点の1つとして、明治18年以降登場するようになる。次いで、長野県製糸家、就中

諏訪郡製糸家は明治10年代末以降、埼玉県地方へ進出し、大量の繭購入を行うに至る⁸¹⁾。明治30年頃、本庄、熊谷、深谷、鴻巣は埼玉県繭取引の4大市場と称されるまでになる。

製糸家の購繭活動の活発化に伴い—他方で、養蚕業の興隆が進む中で—、養蚕地帯各地に各種の繭商人が生まれ、この新興繭商人を中心に、県内外の町方糸繭商、有力糸繭商の支配する旧流通ルートに対抗して、県内外の製糸家に連なる新たな流通ルートが形成されるようになることはすでにふれた。そこで、具体的に、正田善蔵家の『金銀出入覚帳』・『確証記』から、当該地の繭糸等の流通ルートを瞥見することにしよう。正田家では、明治5年に、蚕種製造後の出殻繭と生糸を中瀬村の「角文」に売り渡している。中瀬村は、上利根川筋の武州の河岸場の中で最も盛んであった中瀬河岸を有し、文政5年に在籍船数は101隻、中でも百石以上の船が多くあった⁸²⁾。文政6年には六斎市の立つ仲仙道深谷宿との間で新市場をめぐる争いを起こしている⁸³⁾。この争いは、新興の在郷商人の台頭によって權益を侵された特権的商人との対立である。この1件には絹、太織物、生糸、繭などが登場している。中瀬村は、利根川の船運により物資の集散地として活況を呈し、江戸時代後期には町場化しており、中瀬河岸場を中心に船問屋、旅籠、小料理店、居酒屋、雑貨商、船頭、船人夫など雑多な業種が軒を並べ、商工業が栄えていたという。明治8～12年にかけて、正田家は、出殻繭・生繭を主に本庄町（中仙道の宿場・市場町）、深谷町（中仙道の宿場・市場町）、—武州・上州絹市場取引高書上（高野家文書）によれば、安永末期に本庄六斎市にて絹5千疋、太織1千疋、生糸5千貫、真綿5千貫、深谷六斎市にて絹4千疋、生糸2千貫を取引していた—、群馬県尾島町（例幣使街道の宿場・市場町）及び尾島町近辺の前島村・前小屋村—上利根川筋の上州の河岸場＝前島河岸をかかえる村々に販売し、村内及び隣村への売却は僅かである。明治9年の尾島町商人への売却は、福田喜兵衛・芳沢喜平兩人の「乗合」によるものである。正田家は、明治12年に、後に行正社創設に参画する新井村の斉藤東八外1名を

世話人として、本庄町の繭問屋へ売却する。この時点において、繭問屋＝仲買人従属の小商人として現れる齊藤東八は、行正社の設立を契機として、繭問屋＝仲買人従属から脱して、仲買人として自立性を高めることになる。明治13年以降、繭・生糸・絹織物の販売先は、主に村内及び隣村に集中する。明治13年に、繭を深谷町の今井嘉一郎に販売するほかは、繭その他を高島村の久保田四郎次・伊丹平太郎、新戒村の岡野元太郎・正田常作、沼尻村の大野文五郎等周辺村方に売却している。久保田四郎次、岡野元太郎は脩明社員であり、伊丹平太郎、正田常作、大野文五郎は行正社員である。町方の糸繭商人に代わって、脩明社及び後に行正社に加盟する糸繭商の取引が、明治13年より顕著となる。明治16～23年にかけて、糸繭類販売の大部分を占める生繭については、明治16年に、新戒村の横田屋にその3分の2を、尾島町商人に3分の1をそれぞれ売却し、明治19年には、新戒村の横田屋、高島村の飯島忠太郎・久保田四郎次⁸⁴⁾等に凡そ3分の2を、前橋商人に3分の1をそれぞれ売り渡す。飯島忠太郎⁸⁵⁾は、久保田四郎次と共に脩明社加盟社員である。明治13年に引続き、明治16年以降正田家の繭等販売先は、主として村内及び新戒村の糸繭商に集約され、明治23年にはこの傾向はさらに強まり、生繭を高島村の久保田四郎次のみ売却し、町方仲買商は販売対象として現れない。在方仲買人の繭流通過程への進出が著しい。

当地域では、正田家の繭糸販売先を例にとるならば、明治初年に産繭は主に当地近郊の尾島及び深谷・本庄等の特権商人の系譜をひく町方商人の手を経て流通していたが、その後、明治10年代半ば以降、生糸輸出の増大に伴う原料繭の需要増加を背景に、養蚕農民の繭糸生産の拡大－蚕種製造に代わり－に伴った在方糸繭商の族生、さらには蚕種製造業者等指導の繭糸売買会社・組合の結成を通じて糸繭流通機構を再編し、資金の集中・融通による営業の安定をはかった結果、町方仲買人は次第に後退し、在方仲買人の取引優位が確立するようになる。明治10年代末に、前橋の有力商人⁸⁶⁾の参入が新たに始まるものの、引続き在方仲買人の優位は基本的に変わらずに、養蚕農民→

在方仲買人→繭問屋→製糸家という繭の流通ルートが、町方商人との軋轢を伴いながら、築かれていたものと思われる。明治30年代に、製糸家が繭問屋を介して、直接養蚕農民と繭取引を行うようになると、在方仲買人の活動の場は次第に制約されるようになる⁸⁷⁾。正田家では、明治30年代以降、在方仲買人を経ない繭問屋への直接販売が多くなる。

おわりに

本稿では幕末開港後、逸早く有数の新興蚕種生産地帯を形成する埼玉県北部農村を事例として、明治前期における蚕糸業の生産構造と流通機構について考察してきた。最後に検討結果を整理して、小稿の結びとしよう。

幕末開港後、蚕種輸出の盛況に伴い新興蚕種生産地帯として急激に発展した利根川流域の蚕種主産地に属す埼玉県榛沢郡新戒村旧三村（新戒村、高島村、成塚村）、中でも新戒村の蚕種業は、蚕種生産者に零細農を欠く下・中層農中心の構造をとるが、上層農民を主とする少数の上位生産者が全生産高の6割を占める上位生産者指導型の蚕種生産構造であった。ヨーロッパ蚕種市場の回復と蚕種供給過剰から、明治8年にはすでに上・中位農民の一部に販売用蚕種製造を中断し、蚕種業からの後退がみられた。明治10年頃を境として蚕種輸出が減少の一途をたどると共に、当地域の蚕種業は蚕種生産者が大幅に減少する中で、就中下・中層農が蚕種業から撤退して、繭生産者化する一方で、上層農主体の蚕種専門化の確立つまり主に大規模輸出向蚕種生産が進行する。国内向蚕種生産については、明治8年に輸出蚕種に匹敵するほどの産額であったが、国内市場基盤の弱体、つまり「得意先種場」＝養蚕農民確保の不十分さから、蚕種商支配の流過程に組み込まれ、蚕種商人の従属下にあったために蚕種輸出の急落期に輸出向蚕種生産から国内向蚕種生産への転換は容易ではなかった。極一部の蚕種家によって、国内向蚕種生産が僅かに行われるにすぎなかった。

蚕種輸出の激変期に、原料の選択から掃立・飼育・製種までの蚕種生産を統制し、品種の改良・統一、あるいは販売までを行う会社組織が作られるようになる。明治11年高島村に輸出向蚕種生産者による高濤精蚕会社が創設され、翌12年には新戒村に同様の会社の設置をみた。さらには、当該周辺諸村の蚕種製造家をも加入する蚕種輸出会社「有志会社」（および横浜出張所）が組織されて、蚕種仲買・輸出商人への従属を脱して直接外商へ販売する直輸出ルートを積極的に構築していく。横浜売込商体制への対抗である。

明治10年代中頃の新戒村—高島村、成塚村も同様に—では、蚕種業に代わり養蚕（＝繭生産）業が農業経営の主軸としての地位を確立するようになる。蚕種輸出の急減期における蚕種業からの大幅な後退は、養蚕業の縮小につながるものではなかった。養蚕規模は主要養蚕県平均を上回るほどで、養蚕主業経営若しくは養蚕専業経営すらも一部に出現し、蚕種業よりもさらに多くの村民を巻き込んだ下・中層農民中心の養蚕業の展開が広くみられた。当地域は先進養蚕地域といえる。この大量かつ品質的に優れた繭をめぐる、新戒村に蚕種製造業者であった村岡久平を代表とする糸繭商結社＝行正社が設立された。また隣村上敷免村に新戒・高島両村民も加入する糸繭商結社＝脩明社が組織される。糸繭商会社の結成は行正社・脩明社両社にとどまらず、県下各地に族生する。この糸繭商結社設立の目的は、繭市場をめぐる特権的商人の系譜をひく町方糸繭商・県外有力商人に対抗して、新興の在方糸繭商人を中心に結社を通じて糸繭流通機構を再編し、他方では資金の集中・融通によって営業を安定させることにあった。この結果、町方仲買人は次第に後退し、在方仲買人の取引優位が確立するようになる。

当地域の製糸業は、従来絹織物（生絹、太織）業と共に農家副業生産の域を出なかったが、養蚕農民の自家製糸、僅かな賃挽製糸＝零細な家内工業を越える製糸業—揚返器械場を備えた改良座繰製糸経営として—の展開が、曾ての蚕種製造家・村岡嘉平によって明治18年より創業する。この製造生糸は、横浜売込商体制に対抗し、アメリカ市場向けの直輸出ルートを創業当初より

目途としていた。

かくして、生糸貿易の推進にもとづく農民経済の新たな進展、養蚕業中心の農業構造への転換に伴って、有力な旧蚕種製造家の指導によって、また旧蚕種製造家自身によって繭と生糸の流通ルートの変革が、蚕種輸出ルートの開拓—「有志会社」にみる—と同様に、明治10年代に相次いで生ずることになったのである。

蚕種輸出会社、糸繭商会社、直輸出荷主に関する研究は、漸く緒についたばかりであるといっても過言ではないであろう⁸⁹⁾。県内各地に散在したこれら会社、商人、生産者の実態究明を行うための史料発掘とその経営内容の分析については今後の課題としたい。

- 1) 大石嘉一郎「明治前期における蚕種業の発展と地主制」(高橋幸八郎・古島敏雄編『養蚕業の発達と地主制』御茶の水書房、1959年)。庄司吉之助「明治維新と経済構造」御茶の水書房、1954年。同「近世養蚕業発達史」御茶の水書房、1964年。江波戸昭「蚕糸業地域の経済地理学的研究」古今書院、1969年。大口勇次郎「幕末における蚕種業の発達と農村構造」(『土地制度史学』第19号、1963年)。松村敏「養蚕業の発展と蚕種商人の動向」(『土地制度史学』第104号、1984年)。丑木幸男「島村の蚕種業」(湯浅正彦編『島村蚕種業者の洋行日記』境町史資料集・第4集(歴史編)、1988年)参照。
- 2) 坂本博・大館右喜「明治初期における農民層分化とその性格について」(『埼玉研究』第6号、1962年)22ページ。
- 3) 本稿で使用する史料は、深谷市高島・正田善衛(故人)家文書である。
- 4) 小野文雄「県内物産市場の変遷について」(埼玉県商工部編『埼玉県商工略史』埼玉県商工部、1953年)参照。
- 5) 丹治健蔵「利根川水運と江戸地廻り経済の展開」(『埼玉史談』第31巻第4号、1986年)35—36ページ。
- 6) 拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善—埼玉県大里郡新会村(旧三村)を事例として—」(『埼玉県史研究』第14号、1985年、4ページ。以下とくに断らない限り拙稿による。
- 7) 『明治9年金銀出入覚帳』(正田家蔵)。
- 8) 今井五介『日本蚕業発達史』片倉製糸紡績株式会社、1927年、27ページ。

- 9) 『深谷市史』追補篇，深谷市役所，1980年，146ページ。
- 10) 古島敏雄『資本制生産の発展と地主制』御茶の水書房，1963年，296—298ページ。
- 11) 『新篇埼玉県史』通史編5，埼玉県，1988年，187—188ページ。
- 12) 新井寿郎「埼玉県の養蚕地域の変貌」(『埼玉大学紀要』社会科学篇，第12巻，1963年) 39ページ。
- 13) 仁村勉『埼玉県における蚕種製造業発達の沿革』1983年，4—6ページ。
- 14) 同地方が蚕種盛業地であることは，原紙の面から粗製濫造を規制する目的で明治5年11月に制定された蚕種原紙売捌規則に基づき，原紙売捌所が信州上田，岩代福島と共に武州深谷に設置されたことから明らかである。
- 15) 新戒村は上新戒，中新戒，下新戒に分かれる。
- 16) 新戒村の上・中・下新戒の各戸数は明らかではないが，昭和48年の自治会別戸数調査によれば，各戸数の割合は上新戒53.2%，中新戒30%，下新戒16.8%である(前掲『深谷市史』追補篇，288ページ)。
- 17) 『明治8年蚕種出来高取調帳』利根川組第4号(鈕持家蔵)。
- 18) 『明治11年地租金納高老人別取調帳下書』新戒村(鈕持家蔵)。新戒村の地租1円は，略耕地(宅地含む)1.17反に当たる。
- 19) 『確証記』(正田家蔵)。正田家の明治7年の土地所有高は4町1反1畝11歩である(『明治7年租税割付帳』高島村役場)。
- 20) 明治15年7月9日「蚕種製造組合設立願」埼玉県立文書館所蔵文書。
- 21) 次の浜売り蚕種仕切書には年度が欠けているが，同史料所収の『確証記』に明治8年の蚕種・生繭・出殻繭等の売却記録の中に「蚕種九拾九紙 代金四拾壹円三十四銭六厘六毛 持田勇次郎世話二而浜出シ分諸掛入費引」とあり，次の史料が明治8年のものであることは確かである。

記

一蚕種九拾九枚
五分五リ
壹ばん 三十壹枚
此洋拾七枚〇五リ

四分五リ
貳ばん 五十八枚
此洋貳拾六枚壹分

ノ此洋四十三枚壹分五リ
銀五十九匁八分八リ 仕切
為金四拾三兩〇六百三十七文
内金五兩三ノ四百文 諸掛リ
壹枚ニ付六百文割
残金三十七兩七ノ貳百三十七文

一日本売 拾枚
此代金三兩八ノ五百文
内貳ノ貳百七十文引 諸掛
壹枚ニ付貳百貳十七文割
残金三兩六ノ貳百三十文

二口

ノ金四拾壹兩三ノ四百六十七文
右之通り相渡申候也
第十一月十一日 持田勇次郎
正田熊次郎殿

「確証記」(正田家文書)

22) 輸出蚕種売渡証券(写)

一蚕種貳百拾五枚 輸出送り証添
此代金四百五拾円四拾七錢五厘五毛
内金百五拾円也 本日受取候
残金三百円ト四拾七錢五厘五毛

来ル十月十日取引之事

右蚕種示談之上代価取極内金義者前記
之通り只今正ニ受取候処実明也残金之
儀ハ来ル十月十日売渡紙数貴殿見留印
被成候ハ、荷物引替御渡可被成筈然ル
上ハ引換日限之何様直段相立候共さら
に苦情申間敷候萬一残金渡日限十日延
滞相成候ハ、内金百五拾円相渡可申筈
右取極條約聊双方違変申間敷候為是売
渡証券差出候処依而如件

武州榛沢郡高島村

明治九年九月三十日 製造者売渡人

正田熊次郎

新戒村

立会人

荻野清吉

上州太田駅

武川六太郎殿

武州秋山郷

福田友胤殿

『確証記』(正田家文書)

- 23) 伏黒村の蚕種業に関しては、前掲大石嘉一郎「明治前期における蚕種業の発展と地主制」による。以下同。
- 24) 猪谷善一「明治初年に於ける蚕種輸出」(『社会経済史学』第6巻第10号, 1937年) 186ページ。
- 25) 湯浅隆「日本産蚕種輸出の前提条件」(『国立歴史民族博物館研究報告』第16集, 1988年) 146, 152ページ。
- 26) 川喜田愛郎『パストゥール』岩波新書, 1967年, 113—137ページ参照。
- 27) 『明治14年新戒村・成塚村蚕種製造高調 新戒村・成塚村連合戸長役場(深谷市役所蔵)。
- 28) 村岡嘉平は、明治4年2月岩鼻県管下蚕種製造人組合世話役, 明治5年3月入間県蚕種副総代(後に大総代)就任。
- 29) 注25) 同。
- 30) 大正元年度『埼玉県蚕業取締事務成績』。
- 31) 前掲猪谷善一「明治初年に於ける蚕種輸出」207ページ。
- 32) 関根久蔵編『埼玉県蚕糸業史』埼玉県蚕糸業協会, 1960年, 507ページ。
- 33) 宮崎俊弥「蚕種輸出の盛衰と島村勸業会社」(地方史研究協議会編『内陸の生活と文化』雄山閣, 1986年) 284—286ページ。
- 34) 明治14年8月6日「高濤精蚕会社継続願ノ件並ニ指令」埼玉県立文書館所蔵文書。「明治16年勸業概況」には、高島製蚕会社とある。
- 35) 明治14年7月23日「高濤精蚕会社継続御願」埼玉県立文書館所蔵文書。
- 36) 明治12年9月17日「蚕種製造会社結立願」埼玉県立文書館所蔵文書。

- 37) 前掲宮崎俊弥「蚕種輸出の盛衰と島村勸業会社」279, 288—289ページ参照。明治7年に横浜売込商が中心となって蚕種44万枚が価格維持策として焼却されたのをはじめとして、同10, 11年にも多数の蚕種が廃棄された。この横浜売込商の蚕種投棄策に対して明治10年10月埼玉・群馬の五蚕種組合が団結して反対行動を起こし、蚕種販売の認可を求めて横浜区裁判所や東京の蚕種会議局へ訴えた。この訴えは受け入れられず、約7万枚の蚕種を廃棄せず国内向けに販売する。「有志会社」（横浜出張所）や島村勸業会社・東京出張所の開設などの一連の動きは横浜売込商体制への対抗としてとらえることができる。こうした対抗は、広範囲に存在した可能性がある。
- 38) 橋本十郎太は、明治16年11月に深谷駅で開設の第2回蚕業集談会に参画し、併設の繭品評会に出品している。また同氏は八基村収入役（明治23年3月22日～明治31年3月20日）を歴任する。
- 39) 明治14年10月29日「会社出張所設立添願」埼玉県立文書館所蔵文書。
- 40) 井川克彦「明治四年「蚕種三分一削減事件」について」（『横浜開港資料館紀要』第4号, 1986年）31ページ, 表1参照。
- 41) 『横浜市史』第三巻上, 横浜市, 1961年, 93ページ, 587ページ・第83表参照。
- 42) 「有志会社」出張所社長荒木勝彦は、荒木常四郎の弟又は息子と思われる。
- 43) 吉岡重三編『八基村誌』八基村誌刊行会, 1962年, 「村政年表」385ページ参照。
- 44) 鳥塚恵和男「『養蚕手引抄』成立の覚書」（『埼玉研究』創刊号, 1957年）18ページ・第7表。
- 45) 埼玉県勸業課「明治16年勸業概況」（『新編埼玉県史』資料編21所収）。同資料には、有志社とあるが有志会社と同一と考えられる。
- 46) 『明治16年新戒村春蚕掃立高毎戸取調表』新戒村戸長役場（鈿持家蔵）。
- 47) 『明治23年水災被害免稅地調』新会村役場によれば、同年の新戒村戸数は215戸である。この戸数を農業戸数とすれば、養蚕戸数の比率（対農業戸数比）は81%になる。明治33年の新会村の農業戸数は451戸、この対総戸数比は88%であった（『第1種統計綴』新会村役場）。
- 48) 前掲古島敏雄『資本制生産の発展と地主制』420ページ, 第三—5表参照。なお、明治17年の埼玉県の養蚕農家1戸当たり蚕種掃立枚数は1,93枚である。
- 49) 『明治16年第1期第2期地稅徵収簿』新戒村戸長役場（鈿持家蔵）。同史料は6分冊中第4分冊を欠く。このため『明治14年第1期地租, 村費, 学校費

- 徴収簿』新戒村・成塚村連合戸長役場により補う。
- 50) 丹羽邦夫「明治十年代における土地取引の地域的性格」(堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』第4巻, 有斐閣, 1959年) 209ページ, 第28表参照。
 - 51) 『新会村誌』1923年, 15ページ。
 - 52) 明治37年頃より半機足(バットン)を用いて伊勢崎, 足利等の賃織流行し, 中農以下の婦女子は殆どこれに従事したという(同上)。
 - 53) 『明治13年金銀出入覚書』(正田家蔵)。
 - 54) 明治18年3月30日「見状書(村岡嘉平)」埼玉県立文書館所蔵文書。
 - 55) 『明治22年6月諸用綴込』新会村役場所収。
 - 56) 新戒村養蚕農民の『繭申告書』(明治20年)によると, およそ蚕種1枚当たり収繭数(上繭)1石1斗2升一繭1石=12貫換算すると, 13貫440目一になる。明治17年の埼玉県平均では, この収繭量(上繭)は約5斗2升である。
 - 57) 石井寛治「座繰製糸業の発展過程」(『社会経済史学』第28巻第6号, 1963年)。以下天原社に関しては同稿による。山田武麿「群馬の生糸」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』関東地方篇, 東京大学出版会, 1959年)。
 - 58) 費用総額を算出すると, 明治18年195円, 同19年220円50銭, 同20年601円87銭5厘。
 - 59) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会, 1972年, 42ページ。
 - 60) 明治15年2月12日「結社営業願(行正社)」埼玉県立文書館所蔵文書。
 - 61) 『明治17年営業雑書人名取調簿』内ヶ島村連合戸長役場(深谷市役所蔵)。
 - 62) 岡野某が岡野喜作, また篠原某が篠原半平とすれば, 何れも「糸繭卸売商」である。
 - 63) 前掲『明治16年新戒村春蚕掃立高毎戸取調表』新戒村戸長役場。
 - 64) 『明治14年第1期地租, 村費, 学校費取立簿』新戒村・成塚村連合戸長役場(鈿持家蔵)。
 - 65) 前掲『明治11年地租金納老人別取調帳下書』新戒村。
 - 66) 前掲『明治16年第1期2期地租徴収簿』新戒村戸長役場。
 - 67) 前掲『第14年第1期地租, 村費, 学校費取立簿』新戒村・成塚村連合戸長役場。
 - 68) 『明治15年第1期第2期地租金取立簿』高島村戸長役場(深谷市役所蔵)。
 - 69) 明治15年設立の行正社は, 明治16年の「管内諸会社一覧表」にその存在を

確認できるが、明治17年以降の『埼玉県統計書』中の「商業諸会社」にその名を記していないことから同年中に解散したとみてよいであろう。

- 70) 明治13年7月6日「糸繭商結社願（脩明社）」埼玉県立文書館所蔵文書。
- 71) 脩明社員の明戸村民5名の内、蕪塚直衛—富岡製糸場長・尾高惇忠を助けて富岡製糸場の創立に努力した蕪塚直次郎の子息—は、明治33年8月に同村に大里製糸合名会社を設立する。
- 72) 前掲『明治15年第1期第2期地租金取立簿』高島村戸長役場。
- 73) 『明治18年最上農名簿』（埼玉県行政文書 明546）。
- 74) 脩明社は、明治18年6月に糸繭商結社継続願を埼玉県令吉田清英に提出しており、また明治20年『埼玉県統計書』の「商業諸会社」中に同社の記載をみることができる。
- 75) 『地方蚕業一斑』1, 208ページ。
- 76) 前掲石井寛治「座繰製糸業の発展過程」38ページ・注9）。
- 77) 前掲『埼玉県蚕糸業史』315ページ。
- 78) 明治13年6月7日「結社営業願（競精会社）」埼玉県立文書館所蔵文書。
糸繭商結社＝競精会社は近村宿根村に開設された。
- 79) 永瀬順弘「日本「産業革命期」の繭市場について」（『経済と経済学』第28号, 1970年）107ページ。
- 80) 『横浜市史』第4巻上, 横浜市, 1965年, 98ページ。
- 81) 『平野村誌』下巻, 平野村役場, 1932年, 454—456ページ。
- 82) 前掲『深谷市史』追補篇, 189ページ。
- 83) 前掲丹羽健蔵「利根川水運と江戸地廻り経済の展開」26, 35—36ページ。
- 84) 生繭購入者を飯島・久保田両名併記しており、共同購入の可能性がある。
- 85) 飯島忠太郎は高濤精蚕会社員でもある。
- 86) 前橋商人が江原家＝天原社であるかどうかは明らかではないが、天原社の高島村を拠点とする繭仕入は明治38年まで続く。
- 87) 長野県諏訪郡製糸家の中でも、有力製糸家は、明治30年に独自の常設買入場を建て、倉庫・乾燥場を設けて繭問屋を排除していく。
- 88) 以上の研究については、前掲宮崎俊弥「蚕種輸出の盛衰と島村勸業会社」、拙稿「松方デフレ期—企業勃興期における営業者の動向」（『専修大学社会科学研究所月報』394号, 1996年）、上山和雄「直輸出荷主の論理」（横浜近代史研究会編『横浜近代経済史研究』横浜開港資料館, 1988年, など僅かに散見する。

〈1993年11月30日成稿・加筆〉

〔付記〕

史料閲覧に際して、故正田善衛氏、釧持雄一氏に大変お世話になった。埼玉県立文書館の職員の方々にもご協力いただいた。記して上記各位に感謝の意を表させていただきたい。この小論文は、古島敏雄監修神立春樹・深井純一・中島正道編『産業・地域・生活の再編成—日本近代経済史の視点—』シリーズ近代経済社会の歴史的展開、第1巻日本産業・地域・生活編に所収の予定であったが、古島敏雄先生が急逝されたため刊行中止となり、急遽『社会科学年報』（第31号）に収録することになった次第である。